

## 第13章 検査等

### 第1節 中間検査（法第18条、第37条）

（中間検査）※宅造区域

**法第18条** 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第1項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第1項の検査において第13条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

（中間検査）※特盛区域

**法第37条** 第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができ

ない。

- 4 都道府県は、第1項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
- 5 都道府県知事は、第1項の検査において第31条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）※宅造区域

**政令第23条** 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

（特定工程等）※宅造区域

**政令第24条** 法第18条第1項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

- 2 前項に規定する工程に係る法第18条第3項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

（中間検査を要する特定盛土等の規模等）※特盛区域

**政令第32条** 法第37条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号掲げるものとする。

- 2 法第37条第1項の政令で定める工程は、第24条第1項に規定する工程とする。
- 3 前項に規定する工程に係る法第37条第3項の政令で定める工程は、第24条第2項に規定する工程とする。

（中間検査の申請期間）※宅造区域

**省令第45条** 法第18条第1項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終了日から4日以内とする。

（中間検査の申請）※宅造区域

**省令第46条** 法第18条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中

間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式) ※宅造区域

**省令第47条** 法第18条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(中間検査の申請期間) ※特盛区域

**省令第75条** 法第37条第1項の主務省令で定める期間は、第45条に規定する期間とする。

(中間検査の申請) ※特盛区域

**省令第76条** 法第37条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式) ※特盛区域

**省令第77条** 法第37条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

## 〈解説〉

### 1 中間検査の概要

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査です。

許可を受けた者は、政令で定める規模の工事(下記2(1))において、政令で定める工程(特定工程。下記2(2)。)を含む工事を行ったときは、中間検査を受ける必要があります。

なお、土石の堆積に関する工事は、中間検査の対象外です。

### 2 中間検査の対象となる工事

中間検査の対象となる工事は、次の(1)及び(2)に該当するものです。都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可の工事も、(1)及び(2)に該当する場合は、法に基づく中間検査が必要となります。

みなし許可は第10章を参照

#### (1) 中間検査を要する工事の規模

中間検査を要する工事の規模は次の①～⑤です。

①盛土高2m超の崖を生ずるもの

②切土高5m超の崖を生ずるもの

③盛土と切土を同時に行い高さ5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く。)

④盛土高5m超となるもの(①、③を除く。)

⑤盛土又は切土する土地の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く。)

## (2) 中間検査の対象となる特定工程

中間検査は特定工程に対して行うものです。工事に特定工程が含まれていなければ、中間検査は不要です。

政令では、造成工事において構造物の安全性に地下水位が大きく関係することから「盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程」を中間検査の対象となる特定工程としています（図1-13-1）。なお、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に係る工事に進むことができません。（第13条第3節 検査等の流れ 参照）

- ・ 特定工程：盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事
- ・ 特定工程後の工程：排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事

排水施設の種類			中間検査対象
盛土内の排水施設	盛土内排水工	暗渠排水工	○
		基盤排水層	—
		水平排水層	—
のり面の排水施設	地表水排除工	のり肩排水溝	—
		小段排水溝	—
		縦排水溝	—
		のり尻排水溝	—
	地下水排除工(切土のり面)	暗渠排水工	○
		水平排水孔	—

盛土等防災マニュアルの解説[ I ]を参照 (p. 137) 「盛土の排水施設の概要図」、一部加工

### 盛土内の暗渠排水工

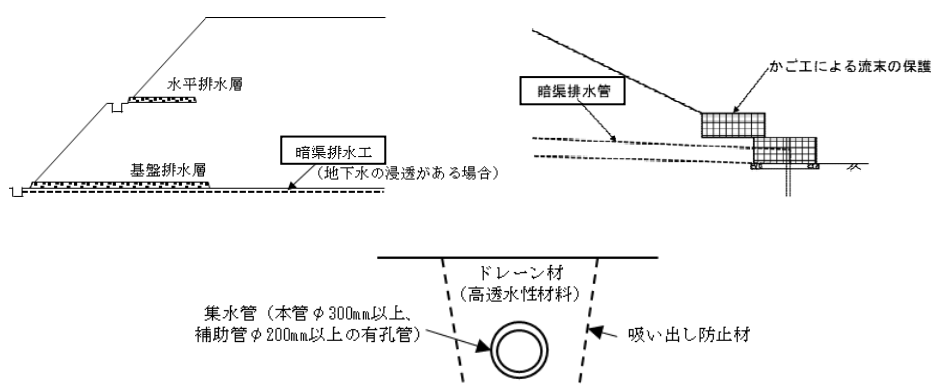


図1-13-1 中間検査の対象となる盛土工事のイメージ

盛土等防災マニュアルの解説[ I ]を参照 (p. 140) 「暗渠排水工の基本構造」、(p. 144) 「かご工による暗渠排水工の排出口周囲の保護」

地下水排除工(切土のり面)

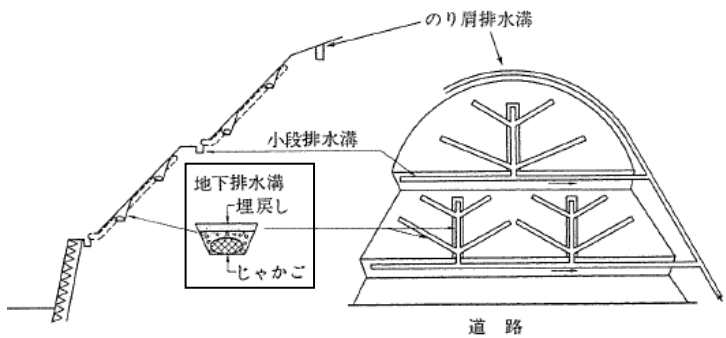


図1-13-2 中間検査の対象となる切土工事のイメージ

出典：道路土工 切土工・斜面安定工指針, p. 174

3 中間検査の手続

(1) 申請

中間検査は、特定工程を含む工事を終わった日から4日以内に申請が必要となります。中間検査を申請する場合は、中間検査申請書(省令別記様式第十三)と検査対象工程に係る工事の内容を明示した平面図を提出する必要があります。

申請の期限が土日祝日にあたる場合は、翌営業日が期限となります。

(2) 検査方法

中間検査は現地立合によることを基本としていますが、書類及び写真又はリアルタイムの映像データを用いた遠隔臨場により、現地立合と同等の検査が可能な場合は、現地での検査に代えることができるものとします。

(3) 検査項目

中間検査は下の表の検査項目の欄に記載した項目について、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。確認結果は写真等で記録します。

なお、下の表の検査密度については、工事の規模に応じて、検査員が増減をする場合があります。

表1-13-1 地下水排水施設に係る中間検査の項目等

検査項目	検査密度	検査方法
①排水管の位置、種類	40メートルにつき 1箇所	①平面図と照合、写真等による確認
②排水管の材料、形状		②材料等の確認
③排水管の内径寸法		③内径の計測
④排水管の勾配		④勾配の計測(延長と深さ)

排水施設の技術的基準は政令第16条を参照

#### (4) 検査時の着眼点

排水施設の検査における着眼点は以下のとおりです。

表 1-13-2 中間検査時の着眼点

共通	①排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか ②排水管の集水管接続部は適切に処理されているか ③排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か
盛土工事	④現況地盤からの湧水は適切に処理されているか ⑤溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか
切土工事	④湧水は適切に処理されているか ⑤溝掘りは適切に施工されているか

出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ], p. 594

#### (5) 中間検査合格証の交付と特定工程後の工程の着手

検査員は、特定工程の工事が、許可内容とおりであるか、法が定める技術的基準に適合しているかどうかを検査します。

検査において適合していると認められた場合は、知事は中間検査合格証を交付します（省令別記様式第十四）。

中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程である「排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事」に着手することはできません。

#### 4 その他

中間検査を申請せずに工事を施行した場合等は、監督処分や罰則の対象になります。

## 第2節 完了検査等（法第17条、第36条）

（完了検査等）※宅造区域

**法第17条** 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

（完了検査等）※特盛区域

**法第36条** 特定盛土等に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第31条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第34条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認められた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(完了検査の申請期間) ※宅造区域

**省令第39条** 法第17条第1項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

(完了の検査の申請) ※宅造区域

**省令第40条** 法第17条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式) ※宅造区域

**省令第41条** 法第17条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間) ※宅造区域

**省令第42条** 法第17条第4項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

(確認の申請) ※宅造区域

**省令第43条** 法第17条第4項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式) ※宅造区域

**省令第44条** 法第17条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(完了検査の申請期間) ※特盛区域

**省令第69条** 法第36条第1項の主務省令で定める期間は、第39条に規定する期間とする。

(完了検査の申請) ※特盛区域

**省令第70条** 法第36条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式) ※特盛区域

**省令第71条** 法第36条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間) ※特盛区域

**省令第72条** 法第36条第4項の主務省令で定める期間は、第42条に規定する期間とする。

(確認の申請) ※特盛区域

**省令第73条** 法第36条第4項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式) ※特盛区域

**省令第74条** 法第36条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

## 〈解説〉

### 1 完了検査等の概要

土地の形質の変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは確認を受ける必要があります。

土地の形質の変更に関する工事の完了検査では、当該工事が許可の内容や技術的基準に適合していることを確認し、問題なければ検査済証を交付します。しかし、許可申請の内容と相違があった場合等は、検査結果は不合格となります。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了をしたことを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

中間検査で合格証が交付された工事範囲については、完了検査の確認は不要です。

### 2 開発許可によるみなし許可の工事

都市計画法に基づく開発許可により許可を受けたとみなされた工事については、都市計画法第36条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、盛土規制法の完了検査を受検する必要はありません。

### 3 完了検査の手続

#### (1) 申請

完了検査・確認は、工事が完了した日から4日以内に申請が必要となります。土地の形質の変更に関する工事の完了検査を申請する場合は、完了検査申請書（省令別記様式第九）を提出する必要があります。土石の堆積に関する工事の確認を申請する場合は、確認申請書（省令別記様式第十一）を提出する必要があります。

申請期限が土日祝日に当たる場合は、翌営業日が期限となります。

#### (2) 検査方法

完了検査は、現地立会によることを基本としていますが、書類及び写真又はリアルタイムの映像データを用いた遠隔臨場により、現地立会と同等の検査が可能な場合は、現地での検査に代えることができるものとします。

#### (3) 検査項目

土地の形質の変更に関する完了検査は表1-13-3の項目について、申請内容や技術的基準に適合していることを確認します。検査は、現地での計測や目視による確認のほか、施工状況の書類（図面や写真等）により確認します。

なお、中間検査を受検し合格証を交付された工事範囲については、完了検査での確認は行いません。

#### (4) 検査済証、確認済証の交付

検査、確認において問題ない場合は、知事は検査済証（省令別記様式第十）、確認済証（省令別記様式第十二）を交付します。

### 4 部分検査

土地の形質の変更に関する工事が全て完了していない場合でも部分検査を行うことができます。

部分検査は、対象区間ごとに検査申請を受け、検査済証を交付します。なお、許可対象の盛土等の計画が変更されているわけではないため、変更許可申請は不要です。

### 5 その他

#### (1) 完了検査前の建築物工事

法に係る完了検査を申請する前に、あるいは検査済証の交付を受ける前に、建築物の工事に着手することは、法では制限していないため、完了検査を受けることに支障がない範囲であれば可能です。

#### (2) 監督処分等

完了検査等を申請しない場合は、監督処分や罰則の対象になります。

表 1-13-3 完了検査の項目等

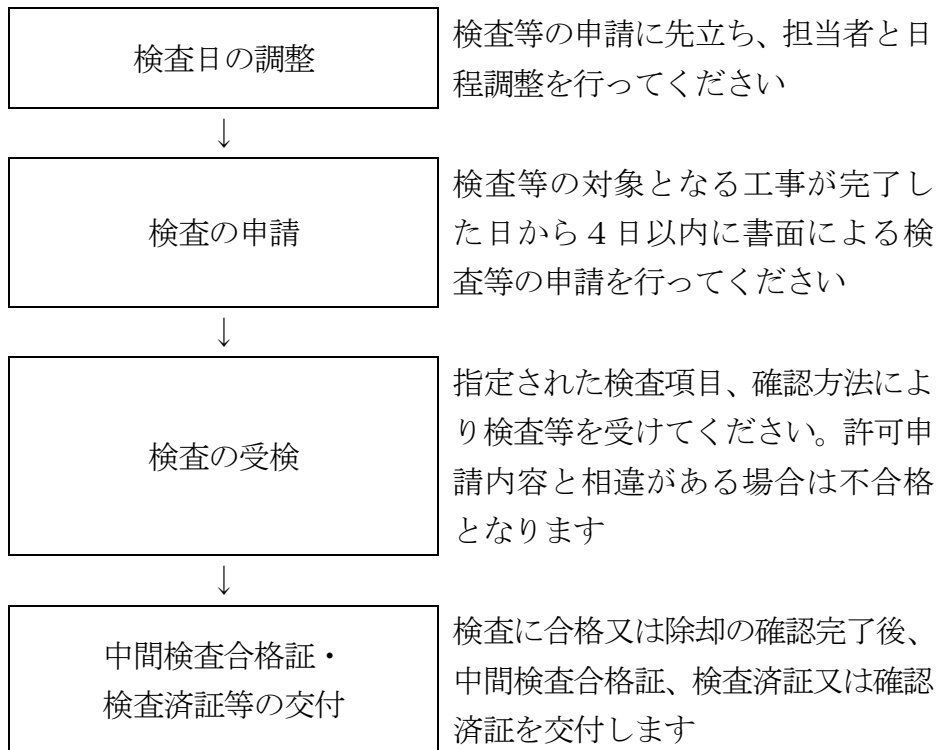
工種	項目	判断基準	検査方法
			関連書類
盛土	高さ	計画高さ	平面図・断面図(完成形)
	勾配	計画勾配	
	盛土材料	計画材料	受入管理書類
	盛土施工	計画締固め度(90%以上)	試験結果(締固め度)
		まき出し厚さ(おおむね30cm以下) 転圧回数	締固め状況書類(写真等) (まき出し厚さ・転圧回数)
原地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	基盤状況書類(写真等)	
切土	高さ	計画高さ	平面図・断面図(完成形)
	勾配	計画勾配	
	切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	切土状況書類(写真等)
	切土面	のり面の安定に影響を及ぼす要因はないか	
擁壁	擁壁形式	計画形式	擁壁状況書類 (図面・写真・納品書等)
	擁壁形状	計画形状(材料、寸法等)	擁壁状況書類 (図面・写真等)
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	基盤状況書類(試験結果・写真等)
	配筋	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等	配筋状況書類(写真等)
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等	水抜き穴状況書類(写真等)
崖面崩壊防止施設	施設形式	計画形式	施設状況書類(図面・写真等)
	施設形状	計画形状	
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	基盤状況書類(写真等)
	施設構造	計画構造(材料、寸法等)	施設状況書類(写真等)
排水施設	施設配置	計画配置(位置、延長、間隔、勾配等)	施設状況書類(図面・写真等)
	施設構造	計画構造(材料、管径、厚さ、幅、勾配等)	施設状況書類(写真等)
崖面の保護	保護工種別	計画種別	保護工状況書類 (図面・写真等)
	施設形状	計画形状	
崖面以外の 地表面の保護	保護工種別	計画種別	保護工状況書類 (図面・写真等)
	施設形状	計画形状	
防災措置	防災措置の種別	計画種別	防災措置状況書類 (図面・写真等)
	施設形状	計画形状	

出典：盛土等防災マニュアルの解説[Ⅱ]一部加工, p. 600

### 第3節 検査等の流れ

#### 〈解説〉

土地の形質の変更に関する検査（中間、完了）又は土石の堆積に関する除却の確認（以下「検査等」という。）の受検の流れは以下のとおりです。



検査における留意点については、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく完了・中間検査について(埼玉県)」を参照してください。  
県ホームページからダウンロードできます。

特定工程がある場合は、中間検査の対象となります。

中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に係る工事に進むことができません。